

特定個人情報保護評価書（改訂案）に係る パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントとは

広域連合が重要な政策等に係る計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、意思決定を行う制度です。また、お寄せいただいたご意見等につきましては、広域連合の考え方も併せて公表します。

2 ご意見の募集について

(1) 現在ご意見等を募集している案件名

「後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書(改訂案)」

※ お寄せいただいたご意見等を参考に、個人情報保護審議会による第三者点検を経た上で、「特定個人情報保護評価書(改訂版)」を確定し、公表します。

(2) 募集の趣旨

番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」平成25年5月31日、平成25年法律第27号）第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）を保有しようとするときは、当該特定個人情報を保有する前に、国の個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報保護評価に関する規則」により、特定個人情報保護評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとされています。

特定個人情報保護評価書とは、特定個人情報ファイルを取り扱う場合において、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える情報漏えいその他の事態を発生させるリスクについて分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言するためのものです。

また、国が定めた特定個人情報保護評価の指針では、新規保有時以外にも、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、①重要な変更を加えようとする場合、②しきい値判断の結果の変更が生ずる場合には、改めて特定個人情報保護評価を再実施することとされています。

この度、広域連合では平成30年度に改正された「特定個人情報保護の取り扱いに関するガイドライン」等の改正内容の反映及び「標準システム」のバージョンアップ（令和2年1月実施）に当たり、特定個人情報保護評価を再実施するため、特定個人情報保護評価書(改訂案)をまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

(3) 公表する資料

後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書(改訂案)

※今回の改訂の具体的な変更箇所は60ページ以降に掲載

(4) 資料の閲覧場所

- 広域連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/>)
- 広域連合総務部窓口(東京区政会館15階)及び各区市町村後期高齢者医療担当課窓口

(5) 募集の期間

令和元年9月5日(木)～令和元年10月4日(金)必着

(6) 意見を提出できる方

- 広域連合内(都内)に在住、在勤または在学する方
- その他利害関係を有する方

(7) 提出方法

ご意見等は、表題を「後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書(改訂案)に対する意見」と記入し、住所及び氏名〔在勤・在学の方は勤務先又は学校名、団体の場合は団体名・代表者名〕を記載の上、以下ア～エのいずれかの方法によりご提出ください。書式は問いません。

※「後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書(改訂案)」に対して利害関係があると認められる方は、利害関係を有する理由も併せて記載してください。

ア 窓口

広域連合(下記郵送先)に直接ご持参ください。

受付時間 月～金曜日(祝日は除く)の 8:30～17:15 です。

イ 郵送

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15 階
東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 総務課 総務係

ウ FAX

03-3222-4477

エ 電子メール

soumu@tokyo-kouiki.jp

※ 口頭や電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※ 住所について、東京都内にお住まいの方は、お住まいのご住所をご記入してください。
都外にお住まいで都内に在住(在勤)の方は、勤務(通学)先の名称及び住所をご記入してください。

※ ご意見を募集するに当たり提出された住所及び氏名は、公表いたしません。

(8) 問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 総務課 総務係

電話 03-3222-4474～76

FAX 03-3222-4477

電子メール soumu@tokyo-kouiki.jp